【令和６年３月21日公布　令和６年三浦市条例第７号】

三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例

（三浦市漁港管理条例の一部改正）

第１条　三浦市漁港管理条例（昭和58年三浦市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第９条第４項中「１月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、１年）」を「10年」に改める。

第11条第１項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第４項に規定する認定計画実施者（法第44条第１項に規定する認定計画において法第42条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第１項各号に掲げる事項を定めたものに限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第４項」を「法第39条第４項」に改める。

（三浦市風致地区条例の一部改正）

第２条　三浦市風致地区条例（平成26年三浦市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第３条第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（三浦市二町谷北公園等条例の一部改正）

第３条　三浦市二町谷北公園等条例（令和２年三浦市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第13条第５号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（三浦市二町谷浮桟橋条例の一部改正）

第４条　三浦市二町谷浮桟橋条例（令和３年三浦市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第５号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。